

指定診療業務等対象医療機関一覧表

(大阪府地域医療確保修学資金等貸与要綱第2条に基づく)

令和8年7月現在、対象医療機関は今後の医療環境の変化で変更される場合があります。

- (1) 第2条第5号イ：総合周産期母子医療センターに指定された医療機関又は地域周産期母子医療センターに認定された医療機関における産婦人科・産科・小児科（新生児診療業務に限る）・新生児科・小児外科・新生児外科における診療業務

市立豊中病院、大阪大学医学部附属病院、済生会吹田病院、国立循環器病研究センター、愛仁会高槻病院、大阪医科薬科大学病院、関西医科大学附属病院、市立東大阪医療センター、八尾市立病院、近畿大学病院、阪南中央病院、ベルランド総合病院、大阪母子医療センター、りんくう総合医療センター、淀川キリスト教病院、大阪市立総合医療センター、愛仁会千船病院、愛染橋病院、大阪赤十字病院、大阪公立大学医学部附属病院、大阪急性期・総合医療センター、北野病院、泉大津市立周産期小児医療センター

- (2) 第2条第5号ロ：小児中核病院に指定された医療機関又は小児地域医療センターに指定された医療機関における小児科・新生児科・小児外科・新生児外科における診療業務（ただし、少なくとも3年間は小児地域医療センターにおいて指定診療業務に従事すること。）

小児中核病院：大阪大学医学部附属病院、大阪医科薬科大学病院、関西医科大学附属病院、近畿大学病院、大阪母子医療センター、北野病院、大阪市立総合医療センター、大阪公立大学医学部附属病院

小児地域医療センター：市立豊中病院、済生会吹田病院、国立循環器病研究センター、愛仁会高槻病院、市立ひらかた病院、市立東大阪医療センター、八尾市立病院、大阪はびきの医療センター、PL病院、堺市立総合医療センター、ベルランド総合病院、和泉市立総合医療センター、淀川キリスト教病院、大阪旭こども病院、JCHO大阪病院、愛仁会千船病院、大阪赤十字病院、愛染橋病院、大阪急性期・総合医療センター、泉大津市立周産期小児医療センター

- (3) 第2条第5号ハ：救命救急センターにおける診療業務

大阪大学医学部附属病院、済生会千里病院千里救命救急センター、大阪医科薬科大学病院、関西医科大学附属病院、関西医科大学総合医療センター、中河内救命救急センター、近畿大学病院、堺市立総合医療センター、泉州救命救急センター、岸和田徳洲会病院、大阪市立総合医療センター、大阪公立大学医学部附属病院、大阪急性期・総合医療センター、大阪医療センター、大阪警察病院、大阪赤十字病院

(4) 第2条第5号ニ：総合診療専門研修、新家庭医療専門研修及び病院総合診療専門研修の基幹施設に指定された医療機関における総合診療業務

・専門研修3年間：総合診療専門研修の基幹施設に指定された医療機関

大阪大学医学部附属病院、市立池田病院、吹田徳洲会病院、大阪医科薬科大学病院、関西医科大学香里病院、星ヶ丘医療センター、野崎徳洲会病院、八尾徳洲会総合病院、松原徳洲会病院、済生会富田林病院、堺市立総合医療センター、耳原総合病院、堺平成病院、和泉市立総合医療センター、泉大津急性期メディカルセンター、岸和田徳洲会病院、大阪公立大学医学部附属病院、大阪市立総合医療センター、大阪医療センター、西淀病院、コープおおさか病院、大阪警察病院

・総合診療専門研修資格取得後：上記総合診療専門研修の基幹施設に指定された医療機関に加え、新家庭医療専門研修の基幹施設に指定された医療機関又は病院総合診療専門研修の基幹施設に指定された医療機関

新家庭医療専門研修の基幹施設に指定された医療機関：大阪医科薬科大学病院、野崎徳洲会病院、堺市立総合医療センター、耳原総合病院、大阪公立大学医学部附属病院、西淀病院

病院総合診療専門研修の基幹施設に指定された医療機関：済生会千里病院、大阪医科薬科大学病院、関西医科大学香里病院、野崎徳洲会病院、市立東大阪医療センター、松原徳洲会病院、和泉市立総合医療センター、堺平成病院、大阪市立総合医療センター、住友病院、コープおおさか病院

(5) 第2条第5号ホ：総合診療と内科専門研修のダブルボードが可能な基幹施設に指定された医療機関における総合診療と内科における診療業務並びに感染症学会認定病院及び第二種感染症指定医療機関における感染症診療業務

・専門研修4年間：総合診療科と内科専門研修のダブルボードが可能な基幹施設に指定された医療機関

市立池田病院、吹田徳洲会病院、大阪大学医学部附属病院、大阪医科薬科大学病院、星ヶ丘医療センター、松原徳洲会病院、堺市立総合医療センター、耳原総合病院、堺平成病院、泉大津急性期メディカルセンター、岸和田徳洲会病院、大阪市立総合医療センター、大阪医療センター、西淀病院、大阪公立大学医学部附属病院、野崎徳洲会病院、関西医科大学香里病院、大阪警察病院、済生会富田林病院

・ダブルボード取得後：感染症学会認定病院又は第二種感染症指定医療機関

感染症学会認定病院：大阪大学医学部附属病院、大阪医科薬科大学病院、市立ひらかた病院、関西医科大学附属病院、若草第一病院、近畿大学病院、大阪はびきの医療センター、堺市立総合医療センター、近畿中央呼吸器センター、浅香山病院、りんくう総合医療センター、大阪公立大学医学部附属病院、大阪市立総合医療センター、大阪医療センター、済生会中津病院、北野病院、大阪警察病院、

・第二種感染症指定医療機関：市立豊中病院、大阪刀根山医療センター、高槻赤十字病院、市立ひらかた病院、大阪複十字病院、阪奈病院、大阪はびきの医療センター、堺市立総合医療センター、近畿中央呼吸器センター、りんくう総合医療センター、大阪市立総合医療センター、十三市民病院

- (6) 第13条第1項第3号ロ:人口当たりの病院勤務医師数が大阪府全体の数値を下回る二次医療圏として別に定める医師不足地域に所在する公立病院等における診療業務(北河内・中河内・堺市・泉州各医療圏に所在する次の医療機関で、診療科は問わない。)(対象者:要綱第3条第3号の者)

市立ひらかた病院、大阪精神医療センター、市立東大阪医療センター、八尾市立病院、市立柏原病院、堺市立総合医療センター、大阪母子医療センター、泉大津急性期メディカルセンター、泉大津市立周産期小児医療センター、りんくう総合医療センター、和泉市立総合医療センター、市立岸和田市民病院、市立貝塚病院、生長会阪南市民病院

(二次医療圏)

豊能医療圏 : 池田市、箕面市、豊能町、能勢町、豊中市、吹田市

三島医療圏 : 高槻市、茨木市、摂津市、島本町

北河内医療圏 : 枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、交野市、大東市

中河内医療圏 : 東大阪市、八尾市、柏原市

南河内医療圏 : 松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

堺市医療圏 : 堺市

泉州医療圏 : 和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町

大阪市医療圏 : 大阪市

以 上